



あなたと町政をむすぶパイプ役 皆さんの声を町政に

2025.2月

第167号

牟 報 む き

12月議会

行政報告	2
議案審議	3
補正予算	5
意見書	6
一般質問	8
同窓会の開催を応援しています	13

阿南税務署から	
確定申告に関するお知らせ	14
重度心身障害者医療費助成事業	17
付加保険料の納付	18
保健だより	19
3月は自殺対策強化月間	20

「自助」で防災	21
地震津波避難訓練	22
通学定期券購入費助成	23
放送大学	24
家庭裁判所調査官	25
モラスコむぎ	26
海が吠えた日	27

行政報告

行政報告

ますとみ おさむ 町長
杵富 治

総務課関係では、10月に町内会及び自主防災組織の皆様が集まっていたいただき、事前復興計画策定に向けた検討会を開催しました。

デジタル推進課関係では、2024フォトコンテストを開催したところ、128点の応募があり、331名の方が、2次審査にご参加いただきました。

作品については、ホームページで公開しています。

住民福祉課関係では、9月1日時点で75歳以上の皆様へ敬老祝金を支給させていただきました。

また今年10月より児童手

当が高校生まで拡充されております。

健康生活課関係では、保健事業で県と協力し、ICTを活用したデータヘルス推進事業で、「リブレ」を活用した糖尿病予防や、スマートウォッチによる健康づくり対策を実施しました。

食生活改善推進事業では、ヘルスメイトが食生活改善の食育劇や運動会のパレードを実施したほか、県の委託事業で徳島県の食文化を伝える「郷土料理教室」を徳島文理大学「もちっとむぎゆつとの会」とのコラボにより実施し、ヘルスメイト20名、大学生9名が、それぞれの活動報告や牟岐町の健康課題を考えるワークショップを行いました。

母子保健事業では、離乳食教室、乳幼児健診、乳幼児相談を実施したほか、自殺予防対策として、中学生

対象の思春期講演会と民生委員対象のゲートキーパー養成研修を行いました。

地域支援事業では、前期高齢者に「イマカラ」アプリによるフレイル予防教室を、後期高齢者等対象に老人会との共催によるフレイル予防教室を実施しました。

在宅医療介護連携推進事業では、徳島県立中央病院医師による「牟岐町で育むあなたの思いを尊重した医療・ケアのあり方」の講演会を開催しました。

産業課関係では、11月17日に、牟岐町観光協会主催により「第6回牟岐町にぎわい産業祭」が町民体育館周辺で開催されました。地元企業や各種団体の取り組みを知っていただく良い機会になったと感じています。

企画政策課関係では、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、若者の人材循環によるまちづくりに向けた事業を実施しています。10月、11月には、徳島大学建築サークルAUT、徳島文理大学「もちっとむぎ

ゆつとの会」、京都産業大学木原ゼミ、大阪公立大学松本ゼミ、青山学院大学コミュニティ人間科学部が牟岐町を訪れ、活動・実習が行われました。

12月には、町内外で各大学と連携した企画が実施されます。

令和7年2月には若者活動発表会を予定しています。ふるさと納税について、4月1日から11月30日までの受け入れ金額は、356万6千円です。

現時点で前年比202%の増加となっており、昨年度より継続して行っている魅力的な返礼品の拡充による成果であると考えています。

建設課関係では、繰越事業は、トンネル長寿命化修繕計画策定業務を委託し、奥谷トンネル補修工事が竣工しています。

現年事業は、橋梁修繕測量設計業務が完了し、橋梁定期点検業務と橋梁塗膜調査を委託しています。また、空き家対策総合支援事業で、3件の除却を完

了しています。

役場新庁舎及び海部消防組合新庁舎建設事業は、起業地周辺の騒音振動調査及び家屋事前調査が完了しています。

また、造成に係る開発行為が許可されたので防災拠点敷地造成工事を発注しています。

新庁舎建築設計については、基本設計が完了し実施設計を進めており、3月の完成を見込んでいます。

今後は、造成工事の着手に際し、進め方及び各種対策などについて、山田地区の方々を対象とした説明会の開催を予定しています。

教育委員会関係では、10月13日に牟岐町共楽運動会を開催。10月22日から25日まで青山学院大学大学生8名、担当教授1名の地域実習を迎えました。

また、11月2日から4日まで文化の集いを含む牟岐町文化祭を開催。出羽島の重伝建の修理工事に一棟着工する等、事業に取り組んでいます。

臨時議会

10月28日に開かれ、次の議案審議を行いました。

条例

◎特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

専決処分承認

◎牟岐町事務分掌条例の一部を改正する条例

事務分掌中「庁舎移転に関すること。」を、総務課から建設課へ変更することが主なもの。

(原案承認)

◎令和6年度牟岐町一般会計補正予算

衆議院議員総選挙の執行経費について、歳入歳出予算それぞれ554万8千円を追加し、予算総額を42億7480万2千円とするもの。

(原案承認)

その他

牟岐町B&G海洋センタープール改修工事の指名競争入札において、最低制限価格の設定に誤りが確認され、その責任を取り、町長の給与を15%、副町長、教育長の給与を10%それぞれ1ヶ月減額するもの。

(原案可決)

◎工事請負契約の変更

令和5年度道路メンテナンス事業奥谷トンネル修繕工事について、変更工事請負契約を締結するため議会の議決を求めるもの。

(原案可決)

質 問 (要旨)

(多くの議員発言がありました。したが、紙面の都合上、一部を掲載しています。)

問 藤元議員

保育園で着替えをする時、パーテーションを設置する意味は。

答 上野保育園長

パーテーションは室内、室外でも使用する。外部等からの目もあるため、子どもたちを性被害、いろんなものから守るものとして設置。

問 小松議員

第7分団車庫の新築工事に2200万円は高額過ぎるのではないか。

答 田中建設課参事

1社、別の設計会社にも相談をかけたが、現状妥当な金額である確認をした。なるべく安価な方法で建築できるように進めて行きたい。



海の総合文化センター 2階 ホール

問 横尾議員

海の総合文化センターの2階ホールのエアコンは、今、どういう状況なのか。

答 枅富教育次長

補助金助成金を見つけるのが、困難な状況であるが、可能な限り早急に進めて行きたい。

決算認定6議案の内、賛否の分かれた議案

議 案		議 員 名							結果
		喜田俊司	藤元雅文	津田修一	水田武志	木本千代子	小松広繁	横尾政明	
議案第35号	令和5年度牟岐町一般会計歳入歳出決算認定	議長	×	○	○	○	○	○	認定
議案第36号	令和5年度牟岐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	議長	×	○	○	×	○	○	認定
議案第38号	令和5年度牟岐町介護保険特別会計歳入歳出決算認定	議長	×	○	○	○	○	○	認定
議案第39号	令和5年度牟岐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	議長	×	○	○	○	○	○	認定

※ 議長は採決に加わらない 賛成・・・○ 反対・・・×

12月定例議会の

議案の内容と審議

定例議会が12月10日から13日まで開かれ、開会日に杣富町長の行政報告後、条例4件、補正予算5件、その他1件の提案説明が行われ、津田議員、藤元議員、木本議員からは意見書の趣旨説明がありました。また、委員会報告を受け、令和5年度各会計の決算6件が認定されました。再開日には、4名の議員が一般質問に立ち論議がなされ、その後、各議案を審議、町長提出の議案10件と議員提出の意見書3件が可決されました。

決算認定

9月議会で行政常任委員会に付託された、6議案について、審査の結果、認定すべきものと委員長から報告され、採択した。

- ◎令和5年度杣岐町簡易水道事業会計決算認定
(採決の結果、原案認定)
- ◎令和5年度杣岐町一般会計決算認定
(採決の結果、原案認定)
- ◎令和5年度杣岐町国民健康保険特別会計決算認定
(採決の結果、原案認定)
- ◎令和5年度杣岐町青少年健全育成センター特別会計決算認定
(採決の結果、原案認定)
- ◎令和5年度杣岐町介護保険特別会計決算認定
(採決の結果、原案認定)
- ◎令和5年度杣岐町後期高齢者医療特別会計決算認定
(採決の結果、原案認定)

条例

- ◎杣岐町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
令和6年人事院勧告に伴う杣岐町職員の給料表の改定と期末手当及び勤勉手当を引き上げるもの。
(原案可決)
- ◎杣岐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
令和6年人事院勧告に伴う杣岐町職員の給料表の改定と期末手当及び勤勉手当を引き上げるもの。
(原案可決)
- ◎刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
刑法等の一部を改正する法律の改正に伴うもの。
(原案可決)
- ◎阿佐海岸鉄道株式会社等に対する固定資産税の課税

補正予算

- 税免除に関する条例の一部を改正する条例
課税免除の適用期間を「令和7年度から令和11年度まで」とするもの。
(原案可決)
- ◎工事請負契約の締結
防災拠点敷地造成工事の工事請負契約を締結するため議会の議決を求めるもの。
(原案可決)
- ◎令和6年度杣岐町国民健康保険特別会計補正予算
人事院勧告に伴う人件費の増額等で、歳入歳出予算にそれぞれ73万7千円を追加し、予算総額を6億3793万8千円とするもの。
(原案可決)
- ◎令和6年度杣岐町青少年健全育成センター特別会計補正予算
人事院勧告に伴う人件費の増額で、歳入歳出予算にそれぞれ59万9千円を追加し、予算総額を887万8千円とするもの。
(原案可決)
- ◎令和6年度杣岐町後期高齢者医療特別会計補正予算
令和5年度実績により清算するもので、歳入歳出予算にそれぞれ138万7千円を追加し、予算総額を1億1547万9千円とするもの。
(原案可決)
- ◎令和6年度杣岐町簡易水道事業会計補正予算
収益的支出で営業費用の人件費79万円の追加で、予算総額を1億4640万9千円、資本的収入で分担金・負担金240万円を追加し、

議

案

審

議

令和6年度一般会計の予算総額は

43億7906万2千円になりました。

10月補正予算は、554万8千円増額です。（原案承認）

12月補正予算は、1億426万円増額です。（原案可決）

～主なもの～

歳出(10月補正予算)

金 額	内 容
5,548,000円	衆議院議員総選挙費

歳出(12月補正予算)

金 額	内 容
6,330,000円	支障移転手数料(牟岐バイパス清水地区)
2,608,000円	牟岐町社会福祉協議会事業(法人運営以外の各種事業分)(追加)
3,174,000円	海部老人ホーム町村組合分担金(追加)
14,607,000円	老人保護措置費(追加)
1,731,000円	牟岐町森林整備事業(徐間伐等)
1,300,000円	小型旅客船等安全対策支援事業
13,300,000円	妊婦子育て世帯臨時特別給付金
4,000,000円	県単急傾斜地崩壊対策工事(川長地区)
4,500,000円	急傾斜地崩壊対策工事(杉谷地区)
9,500,000円	第7分団車庫新築工事(追加)
2,400,000円	山田地区消火栓設置負担金(3ヶ所))
8,800,000円	小中学校無線LAN更新手数料
4,300,000円	令和5年度災害付帯工事(町道灘線・町道小張山線)

歳入(10月専決補正予算)

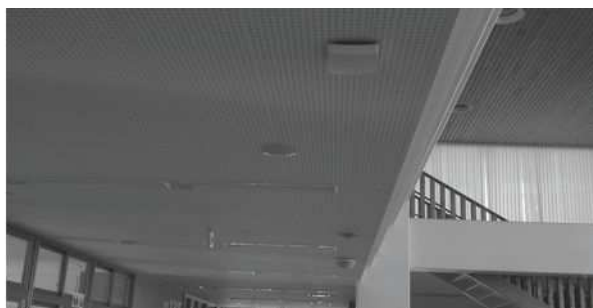
金 額	内 容
5,548,000円	国庫委託金 衆議院議員選挙費委託金

歳入(12月補正予算)

金 額	内 容
13,500,000円	国庫補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 推奨事業メニュー
2,000,000円	県補助金 県単急傾斜地崩壊対策事業補助金
2,800,000円	繰入金 ふるさと応援基金 子育て支援及び健康福祉に関する事業
72,236,000円	繰越金 繰越金(追加)
16,000,000円	町債 土木債、過疎債、緊急防災・減災事業債等(追加・減額等)



急傾斜地崩壊対策工事（杉谷地区）



牟岐小学校設置の無線LAN

意見書

◎じん肺とアスベスト被害の根絶と提言の実行を求める意見書

提出者 津田 修一
賛成者 横尾 政明

じん肺は、最古にして今なお最大の職業病である。

1960年にじん肺法が制定されてから既に64年が経過したが、いまだに1300人ものじん肺有所見者が認定されており、毎年新たに150人前後の人がじん肺の最重症患者として認定され続けている。

ILO（国際労働機関）・

WHO（世界保健機関）は、遅くとも2030年までに世界中からじん肺を根絶することを提唱している。今なおじん肺が多発している日本は、早急にじん肺法の改正を始め抜本的な制度改革に取り組むことが強く求められている。

アスベストは、じん肺の

原因となるだけでなく強い発がん性を有することが古くから明らかとなっていたが、国が十分な対策を取らなかったため、多数の被害が発生している。アスベストについての国の責任は、大阪泉南アスベスト訴訟最高裁判決や建設アスベスト訴訟最高裁判決で明確になっている。

2006年にアスベストの使用などは原則禁止となったが、今後もアスベストを使用した建物の改修、解体工事などによる大量の被害発生が危惧される。

国は、アスベストの加害責任が明確になった以上、被害者の早期救済と被害根絶に向けた抜本的な改革を実行するべきである。

また、アスベスト関連疾患に罹患した患者により有効な治療を行うため、これまで以上に研究に取り組むことができる体制を構築することも極めて重要である。

2006年3月に施行された「石綿による健康被害の救済に関する法律」は、2010年7月1日に救済

対象となる「指定疾病」が拡大されたが、中皮腫と肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、びまん性胸膜肥厚の4つに限定され、救済給付金も労働者災害補償保険法や公害健康被害補償法に比して低額に抑えるなど不十分な内容のままである。

じん肺やアスベスト被害者を早急に救済するための基金制度の創設、取り分け被害者が多発しているトンネルじん肺や建設アスベストの被害者を速やかに救済するため、国やゼネコン、建材メーカーなどが基金を拠出し、被害者が裁判をせざるに基金から補償を受けられるような制度を創設することが急務となっている。

よって、国におかれては、一日も早いじん肺アスベスト被害の根絶と救済のための次の事項を実現するよう強く求める。

1. じん肺法施行後64年を経た今もなお、多くの被害者が発生し続けていることを踏まえて、じん肺やアスベスト被害の根絶に向けた

じん肺法や関連法令の改正を行うこと。

2. 建物の改修、解体工事に伴うアスベスト被害を防止するため、大気汚染防止法、石綿障害予防規則の更なる改正を行うこと。

3. 「石綿による健康被害の救済に関する法律」を抜本的に改正して、公害健康被害補償法による補償と同等にするなど救済内容を充実させること。

4. 新たなアスベスト被害を出さないための抜本的対策の確立、関連疾病に関する治療法の研究の充実、被害者に対する十分な補償等、アスベストに関連する諸課題の全般的な解決を図る「石綿対策基本法」を制定すること。

5. トンネル建設労働者のじん肺被災者を早期救済するための基金を創設する「トンネルじん肺救済法」を直ちに制定すること。

6. 建設アスベスト被害者を早期救済するため、建材メーカーを含む補償基金を早急に創設する法律改正を行うこと。

（原案可決）

◎米軍機による危険な低空飛行中止を求める意見書

提出者 藤元 雅文
賛成者 津田 修一

平成24年末、凄まじい爆音とともに牟岐町上空で米軍機による低空飛行が突然始まった。日中だけではなく夜間の低空飛行が1週間ほど続いたこともあり、お年寄りから「戦時中の空襲を思い出し、寝られない」などの苦情も聞かれた。

あれから12年。この間、本議会としても住民の安全・安心と平穏な生活を守る立場から低空飛行中止を求める意見書を何度も関係機関に提出してきた。

そもそも日本の航空法は、離着時などを除き市街地上空では300m以上、それ以外では150m以上の高度で飛行しなければならぬことを定めている。それは、第1に、航空機自体の安全を確保するためである。

第2に、航空機は、滑空機能、オートローテーションが停止してもしばらくの間は飛行が可能な構造になっているものの、地上や海上の人や建物などを避け安全に着陸するためには、法で定める最低高度以上の飛行を保つておく必要があるからである。

しかし、現在行われている米軍機による低空飛行は、日本の航空法を無視した飛行が度々目撃されている。そして、本年11月には、本町在住のお年寄りが爆音に驚き転倒し、打撲による痛みで数日間歩けなくなる事故が発生している。このままの状態が続けば、さらに大きな事故につながる可能性を否定できない。

よって国においては、住民の安全・安心、平穏な生活を守るため、危険な低空飛行が行われることのないよう米国及び米軍に対し申し入れることを強く要請する。

(原案可決)

◎選択的夫婦別姓制度に関する議論の活性化を求める意見書

提出者 木本 千代子
賛成者 藤元 雅文

近年、夫婦が望む場合には結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の氏を称することを認める制度、いわゆる選択的夫婦別姓制度についての議論が盛んに行われるようになって来た。

日本は、昭和60年に国連の女性差別撤廃条約を締結。そして、平成8年には法相の諮問機関である法制審議会が、選択的夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正案を答申している。しかし、未だに国会への法案の提出は一度もされていない。

この間、国連の女性差別撤廃委員会からは3回にわたり民法の見直しを勧告され、本年10月には「差別的な条項があるとしたこれまでの勧告に対し、何の行動も取られていない」と指摘し、日本側の姿勢を厳しく批判する4回目の勧告がさ

れている。

本年6月には、経済団体からも選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める提言がされ、共同通信の全国首長調査によっても78%の首長が選択的夫婦別姓制度を容認。徳島県内においても83%が容認する結果となっている。

社会の変化、進歩とともに、それに合わせての法改正は当然であり、国会及び政府の果たすべき責任は重大である。

よって本議会は、遅れている選択的夫婦別姓制度に関する議論の活性化を行うよう国に強く要請する。

(原案可決)

*** 議会の動き ***

主な活動をお知らせします。なお、行事名は一部省略もあります。

11月

- 12日 海部郡・安芸郡議長連合会中央要望 (東京都)
- 13日 町村議会議長全国大会 (東京都)
- 14日 徳島県町村議会議長会議長研修会 (東京都)
- 25日 海部郡衛生処理事務組合議会第1回臨時会 (美波町)
- 28日 四国8の字ネットワーク整備促進 四国東南部連盟 中央要望 (東京都)

1月

- 3日 牟岐町二十歳の集い
- 10日 広報編集委員会
- 12日 牟岐町消防団出初式
- 20日 全員協議会
- 20日 海部郡特別養護老人ホーム 事務組合議会臨時会 (海陽町)
- 30日 全員協議会

12月

- 3日 全員協議会 (海の総合文化センター)
- 6日 議会運営委員会 (海の総合文化センター)
- 6日 全員協議会 (海の総合文化センター)
- 10日 第4回定例町議会 (第1日目) (海の総合文化センター)
- 13日 第4回定例町議会 (第2日目) (海の総合文化センター)
- 19日 全員協議会
- 21日 海部郡交通安全大会
- 21日 徳島駅伝海部郡選手団結団式 (美波町)

2月

- 5日 四国8の字ネットワーク整備促進四国東南部連盟 四国地方整備局要望 (高松市)
- 13日 徳島県市町村トップセミナー (徳島市)
- 14日 四国8の字ネットワーク整備促進四国東南部連盟 中央要望 (東京都)

意

見

書

一般質問

問 定住促進策の充実を

答 有効な支援策を検討する

きもと ちよこ 議員
木本 千代子

詳細はこちら



問 木本議員 本町の人口減少対策や若者の定住促進を目的とした結婚祝金や住宅建築資金借入利子補助金、定住促進補助金支援制度は、町内で新生活を始める助けとなり、特に若者層や移住希望者には、本町の魅力を高める施策と考えられる。

現在、他の自治体では支援制度が定住促進や地域活性化に一定の成果を上げている例もあり、本町にお

いても、これらの制度を導入することで定住を促進し、地域の活性を維持・向上させる効果が期待できるのではないか。

町として結婚祝金や定住促進補助金などの支援制度を検討する計画はあるか。

また、他の自治体の支援制度を参考にした場合、導入するにあたっての課題は、

答 榎富町長

結婚祝金の実施は県内の美波町のみ。祝金が出るから結婚が増えるとは考えにくく本町では実施予定はない。

居住する目的に既存家屋の借受や購入の増改築工事に対し支給する定住促進補助金については範囲が多岐に渡り住宅取得・住宅リフォーム・移住者支援・家賃補助等、様々な制度の効果

や国の有利な補助金を調べ、他の自治体の支援制度の効果や利用状況を調査し、効果がみられる支援施策があれば検討する。

問 「二十歳の集い」に郷土ゆかりの記念図書を

答 今後の課題として検討していきたい

問 木本議員 「二十歳の集い」は若者にとって人生の重要な節目となる行事である。

この機会に本町ゆかりの本木正次氏の著書「黒潮の碑文」を記念品として贈ることで、地域の魅力や文化を次世代に伝えることができる。この作品は地域の歴史や自然を深く感じられる内容であり、若者が本町の誇りや魅力を再認識し、郷土愛や繋がりを深めるきっかけになると期待される。

「二十歳の集い」において、本を記念品として贈ることについて、町としてどのように考え、また、本木正次氏の著作等、町ゆかりの作品を記念品として活用する可能性はあるか。

また、この取り組みが、町の文化振興や若者の地域愛の醸成にどのような影響を与えると考えているのか。

答 今津教育長

今日、スマホやタブレット、デジタルデバイスの普及により大人から子どもまで活字や読書離れが進んでいる。

「二十歳の集い」で本を贈ることは、本町の若者に本の良さを再確認してもらうきっかけとなり、フォースブックとして思い出に残る記念の本となる。

若者に地域の文化や歴史への関心を高め、郷土への誇りを持つてもらうために、本町ゆかりの作品を贈ることとは意義のあること。この

*****子どもたちへ本を送る事業*****

- ①～③は、全国に先駆けた事業であり、既に事業を実施している
- ①ブックスタート 生後3ヶ月までのあかちゃんへ絵本を送る
- ②セカンドブック 小学校1年生へ夏休み読書感想文の課題図書から希望の本を贈る
- ③サードブック 中学校1年生へ夏休み読書感想文の課題図書から希望の本を贈る
- ④フォースブック 「二十歳の集い」で、郷土ゆかりの図書を記念品として贈ってみてはどうか

令和7年1月3日
海の総合文化センター

取り組みが読書習慣の促進、地域社会の貢献へと繋がるよう期待したい。

本町より印鑑・集合写真を贈っている。贈る本については今後の課題として検討していく。

問

災害発生時を想定した
事前防災の取組は

答

国の交付金活用を視野に入れ
準備を進めていく



こまつ ひろし
小松 広繁 議員

詳細はこちら



問 小松議員

①災害関連死を抑制し災害備蓄品の整備、拡充を図るためには相当額の予算措置が必要であるが、新庁舎建設など大型支出が控えている町独自では厳しいと思われる。

そこで、国が進める地方創生交付金の事前防災への対策拡大を利用し、災害関連死の要因とされている避難所生活改善のための各種備品購入や災害備蓄品の整

備拡充など、町の災害対策費として活用していくべきだと考えるが、町としての見解は。

②災害死者数の8割が災害関連死と言われている。

災害発生後の避難所生活での衛生面や食事面、生活環境面などが原因と指摘されているが、一生懸命避難してやっと助かった命が、避難所生活で失われることがないように町としてどんな対策を講じていくのか。

③町として災害備蓄品の整備を行う場合は町民全体が被災者となったことを想定して整備すべきであり、災害発生後、どの時点で、どこで利用するかを考えて備蓄すべきものを整備する必要があると思うが、町としてはどう取り組んでいくのか。

答 白木危機管理監

①政府が地方創生交付金を災害対策費として、対象を拡大することは認識しているが、この制度を活用するための手続きや財政負担率など不明な部分もあるため、今後情報収集を行い、被災者の良好な生活環境確保のために必要な備品購入や、備蓄費の整備・拡充を行うために活用をしていく。

②災害関連死の抑制は行政の目標であり、避難所で発生が予想されるさまざまな問題に対して取り組みを進めていくが、全てを行政が担うには限界があると考えている。

そこで現在町としては、長時間にわたる避難所生活対策として県外や、県内への広域避難を検討している。

③発災時における被災者の良好な生活環境の確保に必要な簡易トイレなどの生活必需品や資機材等の災害備蓄品の整備・拡充、更新等を計画的に推進していく。

問

県立海部病院の医療体充実に
向けた取り組み状況は

答

近隣市町村と連携し、
国や県に対して要望を行ってきた

問 小松議員

昨年9月以降、県立海部病院の医療体制、特に小児科の充実に向け、どういう要望活動を行ってきたのか具体的に聞きたい。

答 柘富町長

県立海部病院の医療体制の充実に向け、医療体制に関する各種意見交換会や、協議会に出席し要望活動を行ってきた。

10月には阿南・那賀を含む1市4町の首長などと県知事に対し南阿波医療圏の医師確保に対する支援等の要望書を提出し、現状についての意見交換を行った。

また来年2月には仁木厚生労働副大臣への要望活動を予定しており、今後も県立海部病院の医療体制の充実に向け、近隣市町村と連携し、国や県に対して強く働きかけを行っていく。



避難所開設訓練（町民体育館）令和6年12月15日

一般質問

問

不登校・いじめの現状と対応は

答

早期の対応に取り組んでいる

ふじもと まさふみ
藤元 雅文 議員

詳細はこちら



問 藤元議員

11月、本町小学校の授業参観をする機会があった。

昔と違って、先生と子どもと一緒にフレンドリーな関係が築かれており、子どもたちの表情が明るく、先生も一方的に喋るのではなく、度々、子どもたちに問いかけ、グループで相談して発表させるなど、授業内容が子ども目線で大きく改善されて来ているというのが印象的であった。

答 今津教育長

全国的に小中学校での不登校・いじめの認知件数は、過去最多となっている。

ただ、全国的には、不登校・いじめが増え続けており、未来を担う子どもたちの健やかな成長のため、大人数社会全体で力を合わせ、解決を図る必要がある。

①本町学校での現状は。

②その対応は。

①本町学校における上半期のいじめはなしと聞いています。

不登校については、50日以上休んだり、休みがちな児童・生徒がそれぞれ数名いる。

②日記指導やアンケート調査、個別面接等で、いじめにつながる兆候を早めに察知し、早期に対応出来るよう努めている。

問

答

感震ブレイカー・火災警報器設置促進を

自主防災組織等を通じて周知したい

問 藤元議員

本町では、毎年数件の火事が発生しており、大地震津波発生時には必ず火災が発生している。

火事を事前に防いだり、火事があっても安全に逃げ出すためにも、感震ブレイカーや火災警報器の設置は大事である。

①本町住宅の設置状況は。

②補助制度の利用状況は。

③今後の普及促進策は。

答 枳富町長

①町営住宅は火災警報器を設置しているが、一般住宅についての感震ブレイカー、火災警報器の設置状況は把握していない。

②本年6月議会において耐震改修支援事業と減災化対策支援事業に併せて分電盤タイプの感震ブレイカーに対する補助金制度を創設したが、現時点では、それぞれ1件ずつ設置予定である。

③設置効果を広報・自主防災組織を通じて周知したい。



住宅設置の火災報知器

問

選択的夫婦別姓制度実現のための積極的行動を

答

県選出国會議員に働き掛けたい

問 藤元議員

選択的夫婦別姓制度は、夫婦同姓が良いという人は、それを選べば良いし、そうでないと思う人は別姓を選べるようにしようということであり、どの世論調査においても、制度改正を求める声が圧倒的に多く、なぜ日本で制度改正が進まないのか不思議である。

町長の積極的行動を求めたい。

答 枳富町長

機会があれば県選出国會議員に働き掛けたい。



問

アスベスト調査・除去工事補助事業の創設を検討してはどうか

答

一般的な住宅ではほとんど使用されていないため、補助事業は予定していない



つだ しゅういち 議員
津田 修一

詳細はこちら



問 津田議員

大気汚染防止法改正によってアスベスト飛散防止対策が強化され、建築物を除去する際には、有資格者による事前調査と工事時の飛散防止対策が義務化されている。これにより、建物除却時の費用が高額になっており、県は「徳島県民間建築物アスベスト調査・除去工事補助事業」を行っているが、現在、牟岐町はこれを利用していない。

答 枳富町長

特に最大25万円の調査補助については全額国負担なので牟岐町の財政負担はない。本町でもアスベスト調査・除去工事補助事業の創設を検討してはどうか。

補助金の対象となっているのは、「吹き付けアスベスト」及び「アスベストを含有する吹き付けロックウール」であり、主に3階建て以上の鉄骨造建築物の柱や梁、エレベーター周り、ビルの機械室、ボイラー室等の天井や壁で使用されている。これらはアスベスト濃度が非常に高く、撤去時に大量の粉塵が飛散するため、最も危険性の高いものとして補助対象になっているが、一般的な住宅の建材としてはほとんど利用されていない。



柱や梁に施工

吹付け石綿



柱や梁に施工

石綿含有吹付けロックウール

出典：目で見えるアスベスト（第2版 平成20年3月国土交通省）より

い。このことから、牟岐町での補助事業は予定していない。

問

町内行事が重複しないように工夫してほしい

答

住民と行政の情報連携を研究し、できる限り重複しないように努める

問 津田議員

多くの町民が集まり触れ合う機会は、牟岐町の賑わい創出に重要な役割をになっている。しかし、長い準備を経て開催した行事も、町内で他の行事と日程が重なると、人が分散してしまう。その効果が薄れてしまう。特に、地域の伝統あるお祭りや町の大きな行事が重なると、お祭りに参加する人が減り伝統文化を未来へ繋ぐことも危ぶまれる。そこで、町民と行政が町内行事予定を共有又は連携できるシステムを作れないか。難しい場合はせめて、お祭りなど地域の重要な伝統行事や恒例行事と町の行事が重ならないように工夫できないか、検討してほしい。

答 枳富町長

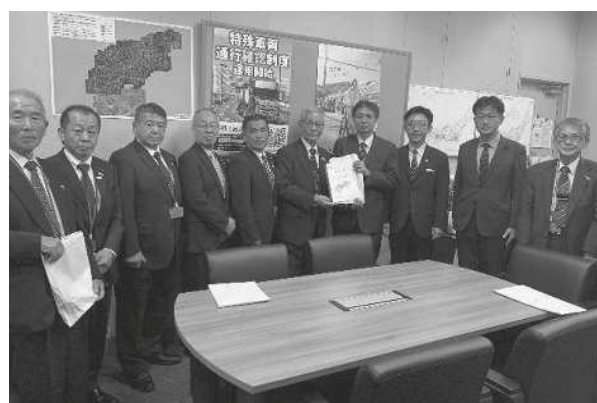
牟岐町では現在、毎月各課が行事予定を集約してホームページやLINEで閲覧できる状態としている。民間イベントとの重複回避は難しいところもあるが、牟岐町を良くするためには住民と行政の情報連携が本当に大事だと考えているので、これからしっかり研究していく。毎年祭りの時期である11月に開催されている「にぎわい産業祭」については、他の恒例行事と開催時期が重なる場合、開催時期を変更するなど、にぎわい効果を最大限発揮できるようにイベント主催者と協議していく。突発的なイベントについても、地域の年間行事予定が決定した時点で知らせてもらえれば、できる限り重複しないよう努める。



第62回四国地区町村議会議長会研修会
令和6年10月31日(高松市:サンポートホール高松)



第68回町村議会議長全国大会
令和6年11月13日(東京都:NHKホール)



海部郡・安芸郡議長連合会 中央要望
(四国東南部地域の道路整備に関する要望)
令和6年11月12日(東京都:国土交通省)



海部郡・安芸郡議長連合会 中央要望
(四国東南部地域の道路整備に関する要望)
令和6年11月12日(東京都:財務省)



全員協議会会場準備
令和6年12月2日(海の総合文化センター大集会室)



第4回定例町議会会場準備
令和6年12月9日(海の総合文化センター大集会室)



編集後記

広報編集委員会は、議員と事務局員で構成し、この間、少しでも読みやすくなるよう紙面の改善に努めてまいりました。

皆様方からの声に応え、文字数を減らし、サイズを大きくして、イラストや写真も増やしました。

また、町内で活躍しているグループの紹介欄(Pick Up Mug)なども創設してきました。

まだまだ不十分な点は多々あると思います。今後も、皆様方からの声に耳を傾け、皆様方から愛される「広報むぎ」を目指し、紙面の改善に努めてまいります。

今年も、よろしくお願いいたします。

牟岐町は同窓会の開催を応援しています！



令和6年10月29日開催(昭和14年度生まれ)



令和7年1月2日開催(昭和49年度生まれ)

同窓会への助成制度についての相談をお待ちしています。

お問い合わせ先:企画政策課 TEL 72-3420

大学生・若者の活動紹介 ～若者たちの活動や新着newsをお届けします～

12月に、徳島大学建築一サークル AUT が製作した「あそびの広場」「市宇ヶ丘交流センター」の看板の設置、モラスコむぎで徳島文理大学もちっとむぎゅっと会の「もちっとむぎゅっとカフェ」が行われました。京都産業大学木原ゼミや大阪公立大学松本ゼミの活動を含む詳細は、折込資料をぜひご確認ください。



お問い合わせ先:企画政策課 TEL 72-3420

知って得する！農業者年金

農業者の方は、国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」に加入して安心で豊かな老後を！

農業者なら誰でも入れる「**終身年金**」です！

一定の要件を満たす方には、
月額最大**1万円**の保険料補助

加入で大きな節税効果！
保険料は**全額社会保険料控除の対象**

※農業者年金の加入には、
「国民年金第1号被保険者であること」
「年間60日以上農業に従事していること」
「65才未満であること」
の3つの要件を満たしている必要があります。
※詳しくは、お近くの農業委員会、又はJAへ！

詳しくは「**農業者年金基金**」検索
<https://www.nounen.go.jp>

お問い合わせ先
産業課 TEL 72-3419

阿南税務署から確定申告に関するお知らせ

確定申告・納税の期限

◎令和6年分の確定申告・納税の期限は、

所得税及び復興特別所得税 …令和7年3月17日(月)

個人事業者の消費税及び地方消費税…令和7年3月31日(月)

贈与税 …令和7年3月17日(月)

となっています。ぜひご自宅からe-Taxをご活用ください。

確定申告書の作成は



確定申告



スマホやパソコンでご自宅から申告を!

確定申告は便利な **e-Tax** で!

e-Tax を
利用すると…

申告と納税は期限内に!

所得税及び復興特別所得税 3月17日(月)
贈与税

消費税及び地方消費税 3月31日(月)

e-Taxのご利用に当たっては
事前に準備が必要です



さあ! ネットで申告
e-Tax
簡単電子申告 無料サービス

① 自宅等からネット(スマートフォン・パソコン)で申告

税務署に行かなくても、国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅等からネットで提出(送信)できます。

また、令和7年1月からは、所得税のすべての画面がスマホ向けの画面になるなど、スマホ申告がますます便利になっています。

② 24時間いつでも利用可能

メンテナンス時間を除き、いつでも利用可能です。

③ 還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は3週間程度で処理しています。

※ 自宅等からe-Taxで1月・2月に申告した場合は、2～3週間程度で処理しています。

④ 添付書類を提出省略

生命保険料控除の証明書等の添付書類は提出不要です(自宅で保管)。

1 マイナンバーカード(電子証明書)の取得

住民票のある市町村に交付申請し、マイナンバーカードを取得してください。

マイナンバーカードの交付に関するご質問については、住民票のある市町村窓口へお問合せください。

2 ICカードリーダーライター又はスマートフォンの用意

マイナンバーカードに対応したICカードリーダーライターは、地方公共団体情報システム機構が運営する「公共認証サービスポータルサイト」でご確認の上、用意してください。

なお、マイナンバーカードを利用して申告される方は、利用者証明用電子証明書(数字4桁)及び署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)のパスワードが必要です。



対応機種はこちら!

【マイナンバーカードをお持ちでない方も!】

ID・パスワード方式でe-Tax申告ができます!

用意するもの ①ID(利用者識別番号) ②パスワード(暗証番号)



※ 発行を希望される方は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

確定申告書等
作成コーナーは
こちら

阿南税務署から確定申告に関するお知らせ

確定申告などに関するお問い合わせについて

内容によって、お問合せ先が異なります。

間違い電話が多くなっています。電話番号をよくお確かめの上、おかけ間違いのないようにお願いします。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎ 0570-01-5901



※ 全国一律市内通話料金でご利用いただけます。

【受付時間】

令和7年2月3日(月)～2月14日(金) (休祝日を除く。)

9:00～18:00

令和7年2月17日(月)～3月17日(月) (休祝日を除く。)

9:00～20:00

令和7年2月24日(月)、3月2日(日)、3月9日(日)、3月16日(日)

9:00～17:00

※上記期間以外 月曜日から金曜日 (休祝日及び12月29日から1月3日を除く。) 9:00～17:00

受付時間は時期により延長する場合がありますので、最新情報をe-Taxホームページでご確認ください。
上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください(通常通話料金)。

確定申告電話相談センター
☎ 0570-00-5901

自動音声案内に従い『0』を選択してください。 ※ 全国一律市内通話料金でご利用いただけます。

【受付時間】：令和7年1月17日～3月17日まで

月曜日～金曜日 (祝日を除く。) 8:30～17:00

日曜日 (3月2日に限る。) 8:30～17:00

チャットボット

AI(人工知能)を活用した税務相談チャットボット「ふたば」では、パソコンのほか、スマートフォンやタブレットから24時間(メンテナンス時間を除く。)所得税や消費税の確定申告に関するご相談やインボイス制度に関するご相談を受け付けています。
質問したいことをメニューから選択するか、自由に文字で入力いただくとAIが自動回答します。



← チャットボット「ふたば」へのご相談はこちら

振替納税について

振替納税

こんな方におススメ!
申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要がある方

【詳細情報】

振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続 初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。

① 所得税・消費税の依頼書の提出 (初回のみ)

② 確定申告

③ 口座引落しで納付

税務署

銀行

阿南税務署から確定申告に関するお知らせ

申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて

令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行いません

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※対象となる「申告書等」とは、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）される全ての文書です。

申告書等をe-Taxにより提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。その他、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、国税庁ホームページをご確認ください。



詳細は国税庁
ホームページを
ご覧ください

確定申告会場のご案内

所 在 地	阿南市富岡町滝の下4番地4 阿南税務署（3階大会議室）
設 置 期 間	令和7年2月17日（月）～3月17日（月）（土・日及び祝日を除く。）
受 付 時 間	8：30～16：00 【相談開始は9：00から】
ご 注 意	①確定申告会場設置期間前は、申告相談を行っておりません。 ②確定申告会場では、申告書作成について、ご自分の「スマートフォン」を用いた操作・作成指導を行っております。マイナンバーカードをお持ちの方は、暗証番号※をご持参ください。 ※暗証番号は、利用者証明用電子証明書用（数字4桁）及び署名用電子証明書用（英数字6～16桁）の2種類です。 ③駐車場が大変混雑しますので、極力、公共交通機関をご利用ください。

確定申告会場へ来場される方へ

◎入場整理券が必要です

確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。

入場整理券の配付方法には、2通りあります。

①オンラインで事前発行（来場を希望される日の2営業日前までに発行してください。）



LINEアプリで国税庁公式アカウントを友だち追加してください。



友だち追加はこちらから！

②確定申告会場で当日配付

入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

配付状況は国税庁HPから確認できます。

◎感染症対策のお願い

入場の際の検温及び手指消毒の実施にご協力をお願いいたします。

◎来場の際は、次の書類を必ずお持ちください。

①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

②マイナンバーカード等の本人確認書類

マイナンバーの記載は、申告書を提出
する際、毎回必要になります。



※申告書はできるだけご自分で作成していただき、お早めに提出してください。

ご存知ですか？重度心身障害者医療費助成事業

○ 重度の障がいをお持ちの方に **医療費の一部負担金
調剤一部負担金** を助成いたします

医療助成の対象となる方		手続きに必要なもの
1	身体障害者手帳1・2級所持者	医療保険証・印鑑 身体障害者手帳および療育手帳
2	療育手帳A所持者	
3	身体障害者手帳3・4級と療育手帳B1を所持する重複障がい者	

※ 上記の制度は医療保険加入者が対象となり、所得制限があります。

(注)65歳になっても引き続き重度医療を受給するには、後期高齢者医療制度に加入する必要がありますので、65歳を迎えられる方は注意してください。

【65歳の誕生日の1ヶ月前に牟岐町役場住民福祉課まで連絡をお願いいたします。】

(お問い合わせ先 住民福祉課 TEL 72-3416)

「とくしま発達障がい啓発イベント2025」開催！

日 時 令和7年4月5日(土) 10:00～16:00

場 所 文化の森 21世紀館（徳島市八万町向寺山）

内 容 パネル展・作品展、啓発映画（友達やめた。）上映、個別相談会等

※詳しくは、ホームページ【徳島県発達障がい者総合支援センター】で検索
またはQRコードにアクセス！



※4月2日は国連が定めた「世界自閉症啓発デー」、4月2日～8日は「発達障害啓発週間」として、社会全体で自閉症等の発達障がいの啓発に取り組む活動を行っています。

「徳島県発達障がい者総合支援センター」では、発達障がいに関して、乳幼児から成人まで、あらゆる年齢層の方の家庭生活や学校生活、就労等に関する相談をお受けしています。相談は予約制で、県内5箇所において移動相談も行っています。詳細は電話にてお問い合わせください。

徳島県発達障がい者総合支援センター

ハナミズキ：小松島市中田町新開2-2 電話0885-34-9001

アイリス：美馬市美馬町字大宮西100-4 電話0883-63-5211

(お問い合わせ先 住民福祉課 TEL 72-3416)

付加保険料の納付について

定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納付することで、将来の老齢基礎年金の額を増やすことができます。付加保険料の納付は申出月からの開始となります。

【納付することができる方】

- ・国民年金第1号被保険者
- ・65歳未満の任意加入被保険者

※国民年金保険料の納付を免除されている方（法定免除、全額免除、一部免除、納付猶予、または学生納付特例）国民年金基金の加入員である方は付加年金に加入（付加保険料を納付）することができません。

※個人型確定拠出年金と付加年金は同時に加入することができますが、個人型確定拠出年金は拠出限度額があります。個人型確定拠出年金の納付額によっては、付加保険料と併用できない場合がありますのでご注意ください。

※農業者年金に加入した時は、国民年金付加保険料納付該当届の提出が必要です。付加保険料の納付は、農業者年金の被保険者に該当した月から開始します。

【付加保険料の金額、納付期限】

- ・金額

付加保険料は、1カ月あたり400円です。

付加保険料も前納する期間によって割引を受けられます。

- ・納付期限

付加保険料の納付期限は、原則納付対象月の翌月末日です。

なお、納付期限を経過した場合でも、納付期限から2年間は付加保険料を納付することができます。

【付加保険料の納付をやめたいとき】

- ・国民年金付加保険料納付辞退申出書を提出した月の前月から、付加保険料を納付する方でなくなります。

【老齢基礎年金を受け取るときに加算される額】

- ・付加年金額(年額)は、200円×付加保険料を納付した月数で計算します。

【お問い合わせ先】

徳島南年金事務所 お客様相談室 088-652-1511

大切な人を亡くされたあなたへ

徳島あいの会・雲の会（わかちあいの会）

毎月1回

開催しています

徳島あいの会は

自死遺族による自助グループです

誰にも言えなかった想いを

当事者だけでわかちあいます

匿名可能 申し込み不要 秘密は守られます

毎月1回 開催しています

詳細は 右記 QR コードより →



ホームページ



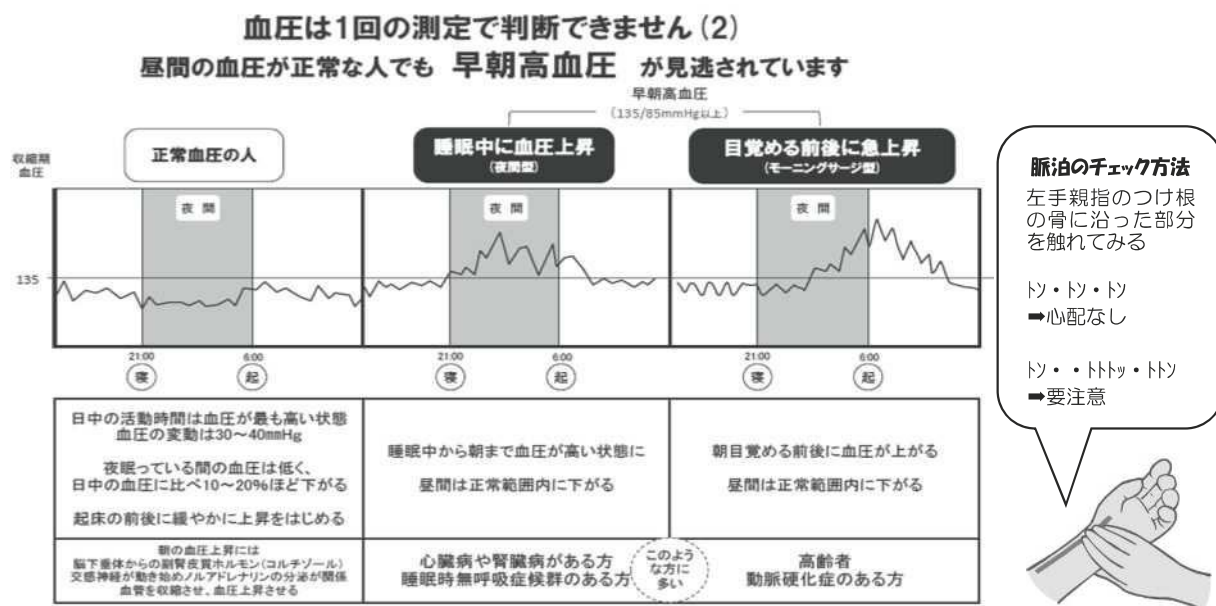
ブログ

徳島あいの会城野（090 1229 2787）
精神保健福祉センター（088 602 8911）

～保健だより～

私の体を流れる血液は、その時その時で「血圧」が大きく変動します。
測るたびに変わるので、一定の時間をきめて測定し、その平均をみて、判定するのが良いとされています。

ご自身の血圧や脈拍を知ることは、「高血圧」だけでなく「腎臓」や「心臓」「脳血管」などの大きな病気の予防にもつながります！



家庭で 血圧測定をする 目的は

ふだんの血圧の状態を正確に知ること
昼の血圧が正常でも、早朝に血圧が高くなるなどの
「仮面高血圧」が分かります。

4 記録をする

測定値は記録して、主治医に見てもらいましょう。高血圧が続く、または過剰な降圧がみられる場合、主治医が降圧剤の種類を変えたり、増量(減量)する大切な判断材料となります。

1 血圧計の選び方



2 正しい測定方法は？

測定のタイミング

● 1日2回(朝・夜)行う

朝

- 起床後1時間以内
- トイレに行ったあと
- 朝食の前
- 薬をのむ前

夜

- 寝る直前
- 入浴や飲酒の直後は避ける

家庭で血圧を測定する場合には、上にあげた条件のもとで行うことが大切。朝は4つの条件を守るようにする。夜は、入浴や飲酒の直後は避け、必ず寝る直前に測るようにする。

測定するときのポイント

いすに座って1～2分
たってから測定する

座ったばかりだと、血圧が安定していないことがある。測定時には、腕の力を抜いて、リラックスすることも大切。

カフは心臓と同じ高さで
測定する

カフが心臓よりも低い位置だと、「数値が低く出る」など、不正確になる場合がある。

薄手のシャツ1枚なら
着たままでよい

カフは素肌で直接巻きつけたほうがよいが、薄手のシャツ1枚くらいなら、着たままで測定してもよい。

3 血圧の基準値

正常血圧の基準値		
	収縮期	拡張期
家庭で測定	115未満	75未満
病院で測定	120未満	80未満
高血圧の診断基準		
降圧治療の対象		
	収縮期	拡張期
家庭で測定	135以上	85以上
病院で測定	140以上	90以上

3月は自殺対策強化月間です

自殺は予防することができます

悩みを一人で抱え込まないで、誰かに相談しましょう。

- 仕事や家庭生活で、不安や疲れなど心理的負担を感じていませんか。
ストレス状態が長く続くと、気持ちやからだ、生活にいろいろな影響が出ることがあります。
ほとんどの場合は「多くの人に起こる正常で自然な反応」ですが、つらい気持ちが長く続く場合は、誰かに気持ちを話すことでつらさが軽くなることがあります。
また、うつ病やアルコール依存症などの心の病気は、専門機関(精神科病院・心療内科等)の受診が必要です。まず、かかりつけ医を受診し、相談することもできます。
- 美波保健所では、精神科医による心の健康相談(精神保健福祉相談)を実施しています。
ご本人のほか、ご家族の相談もできます。事前予約制ですので、お電話ください。

精神保健福祉相談

開 催 日：毎月第1・第3水曜日(要予約)
開催場所：徳島県南部総合県民局美波庁舎
(海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1)
内 容：嘱託医(精神科医)と保健師による相談
電 話：0884-74-7343

こうじのうきのうしょうがい 高次脳機能障害を知っていますか？

脳梗塞や脳出血など脳の病気で脳に傷を負ったり、交通事故等で頭を強く打つなどした後で、下記のような症状があらわれることがあります。

記憶障がい

- ☑約束をすぐ忘れてしまう
- ☑物をどこに置いたかわからなくなる

注意障がい

- ☑ミスが多い
- ☑気が散りやすい

社会的機能障がい

- ☑突然怒り出す
- ☑感情のコントロールができない
- ☑人の気持ちを押し量れない

遂行機能障がい

- ☑計画が立てられない
- ☑約束の時間に間に合わない
- ☑行き当たりばったりの行動をとる

脳の病気や事故後に、上記の症状でお困りのご本人やご家族はご相談ください。

美波保健所	住所：海部郡美波町奥河内字弁才天17-1 電話：0884-74-7343
徳島県立海部病院	住所：海部郡牟岐町中村字杉谷266 電話：0884-72-1166
徳島大学病院 高次脳機能障害支援センター	住所：徳島市蔵本町2-50-1 電話：088-633-9107

「^{じじよ}自助」で防災！～いざという時自分を守るためにできること～

災害の被害を最小限におさえるには、自助・共助・公助すべてが大切です。大きな災害時は、公的支援は時間がかかるため、自分を守る「自助」と、地域や身近な人同士が助け合う「共助」がとても重要です。まずは自分自身ができることから始めてみませんか。

自助

自らの命は
自らが守る

共助

自分たちのまちは
自分たちで
守る

公助

自治体・自衛隊・
警察・消防等
行政機関
が守る

～食品の備蓄について～



「ローリングストック」とは、普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法です。



ココがポイント

- ・費用、時間の面で、普段の買い物の範囲でできる
- ・買い置きのスペースを少し増やすだけで済む



※できれば1週間分を備えましょう

要配慮者のための食品備蓄のポイント

乳幼児

- 粉ミルク
- 哺乳ビン
- 紙コップ、使い捨てスプーン
- 多めの飲料水



- レトルトなどの離乳食
- 好物の食品、飲み物



高齢者

- レトルトやアルファ米のおかゆ
- 缶詰・レトルト食品・フリーズドライ食品
- インスタントみそ汁、即席スープ等
- 食べ慣れた乾物

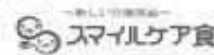
- 栄養補助食品
- 好物の食品、飲み物



食べる機能(かむこと・飲み込むこと)が弱くなった方

- やわらかいレトルトご飯
- レトルトなどのおかゆ
- スマイルケア食などのレトルト介護食品
- 缶詰・レトルト食品・フリーズドライ食品

- とうもろ調整食品
- 好物の食品、飲み物



慢性疾患の方

- ① 代謝性疾患【糖尿病、脂質異常症(高脂血症)、高尿酸血症(痛風)】
- ② 高血圧

→ 一般の方と共通した備えで、献立を工夫



- ③ 腎臓病 → 低たんぱく、低カリウムのレトルト食品など、特殊食品を多めに備える

食物アレルギーの方(原因食物(アレルゲン)が含まれていない食品)

- アレルギー対応の粉ミルク
- アレルギー対応のレトルトなどの離乳食
- レトルトなどのおかゆやご飯食べ慣れた乾物
- 缶詰・レトルト食品・フリーズドライ食品
- 好物の食品、飲み物

地震津波避難訓練の報告について

実施年月日 令和6年12月15日(日)08:00～
避難者数 784人(令和7年1月10日時点で回収済の集計表より算出)
訓練参加者数 897人(訓練参加機関を含む)

年 度	R2	R3	R4	R5
避難者数	946	974	792	828
訓練参加者数	992	1,024	842	877

多数のご参加ありがとうございました。

令和7年牟岐町消防団出初式 表彰者

- 消防庁長官永年勤続功労章たにもと じゅんいち
谷本 純一
- 日本消防協会長精績章ひさおか ちあき
久岡 千秋
- 日本消防協会長勤続章こ ども はじめ ふるは しんぞう
古戸 肇 古波 伸三
- 徳島県知事表彰ひらの あつし かわべ ようじ
平野 敦志 川邊 洋二
- 徳島県消防協会長功績章ふくた けんじ
福田 健治
- 徳島県消防協会長精績章く ぼ よしかず いちやま としあき わ だ りゅうすけ
久保 義和 一山 俊昭 和田 龍輔
- 徳島県消防協会長内助の功賞ふるは かなえ はるき あけみ かわべ あやこ
古波 香苗 春木 明美 川邊 綾子
- ながた ゆうこ
長田 優子
- 牟岐警察署長感謝状みずた たけし
水田 武志
- 海部地方分会長表彰おかみ なおや たけやま みちあき たけやま かずや
岡見 尚哉 竹山 道明 竹山 和哉
- いえなか ともしき
家中 伴樹
- 牟岐町長表彰たかはし みつる やました しゅんと かわぞえ ち ゆき
高橋 充 山下 俊斗 川添 千幸
- ひらおか ゆういち
平岡 祐一

高校生等のみなさんのために

通学定期券購入費助成 がはじまります



令和7年(2025年)
4月1日から



目的

高校や専修学校などに通う学生の保護者に対し、通学定期券の購入費の一部を助成することで、保護者の経済的負担を軽減し、進学先の選択肢を広げることを目的としています。

助成対象

牟岐町に住所を有する通学者が対象です。高校、特別支援学校高等部、高専、専修学校(高等課程)、テクノスクール等に通学する生徒が該当します。

助成期間

義務教育終了後の3年間です。

助成内容

通学定期券購入費の
半額を助成します。



- ・対象期間は毎年4月から翌年3月まで。
- ・他の支援制度を利用している場合は、その分を差し引いた金額が支給されます。
- ・紛失・盗難等により再購入した費用は助成しません。

申請方法

定期券購入費助成金交付申請書と通学定期券のコピー又は定期券購入証明書（通学者の氏名・利用区間・購入金額のわかるもの）を牟岐町教育委員会に提出してください

- ・住所や氏名の変更、退学、休学、復学などの場合は、速やかに異動届を提出してください。
- ・助成金を返還する必要がある場合は、通知に従い速やかに返還する義務があります。



詳細についてはお問い合わせください

牟岐町教育委員会（牟岐町大字川長字新光寺82）

T E L 0884-72-0107



放送大学に入学しませんか

放送大学はテレビ・インターネットで授業を行う正規の大学です。働きながら大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で、幅広い年代や職業の人達が学んでいます。

大学や大学院の授業を負担の少ない費用で自分のペースで受けることができます。

この機会にあなたも放送大学で学んでみませんか。



★放送大学 教養学部と大学院(修士選科生・修士科目生)の特長の一部をご紹介します。

～教養学部のご紹介～

- 学力試験はありません。
- 15歳以上ならば誰でも選科履修生・科目履修生として入学でき、300科目以上の中から好きな科目を1科目から学べます。
- 18歳以上で大学入学資格をお持ちの方は誰でも全科履修生として入学でき、卒業すると学士の学位を取得できます。

学生の種類	入学料	授業料
科目履修生(6ヶ月在学)	7,000円	1単位6,000円
選科履修生(1年間在学)	9,000円	
全科履修生(4年以上在学、卒業を目指す)	24,000円	

～大学院のご紹介～

18歳以上ならば誰でも修士選科生・修士科目生として入学でき、好きな科目を1科目から学べます。

学生の種類	入学料	授業料
修士科目生(6ヶ月在学)	14,000円	1単位12,000円
修士選科生(1年間在学)	18,000円	

注:修士・博士を目指す修士全科生と博士後期課程の募集については、別日程で入学選考があります。

★現在2025年4月入学生を募集しており、資料を進呈いたします。お気軽にお問い合わせください。

【出願期間】第1回:2024年11月26日～2025年2月28日

第2回:2025年3月1日～3月11日

資料請求・お問合わせ:放送大学徳島学習センター

〒770-0855 徳島市新蔵町2丁目24番地<<徳島大学日亜会館3階>>

TEL.088-602-0151 FAX.088-602-0152

放送大学ホームページ(<https://www.ouj.ac.jp>) ※「放送大学」で検索!

「国の教育ローン」のご案内

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。お子さま1人につき350万円以内を、固定金利(年2.35%(令和6年11月1日現在))で利用でき、在学期間内は利息のみのお支払いとすることができます。

詳しくは、「国の教育ローン」で検索していただくか、下記のコールセンターへお問い合わせください。

〔教育ローンコールセンター〕0570-008656(ナビダイヤル)

または(03)5321-8656

家庭裁判所調査官

少年非行や家庭に関する紛争を扱う家庭裁判所では、行動科学の専門的な知識や技法を持った家庭裁判所調査官(家裁調査官)が重要な役割を果たしています。

家裁調査官はどんなことをする人？



家庭裁判所の
キャラクター
かーくん



面接する様子

少年事件では、非行を起こした少年や保護者と会ったり、家庭や学校を訪問したりして、様々な視点から情報を集め、非行の原因や立ち直りの方法を考え、裁判官に報告するとともに、教育的な働き掛けを行います。



親子交流場면을観察する様子

家事事件では、子どもをめぐる争いの中にいる方や子どもと会い、子どもの幸せを最優先にした解決の方法を考え、裁判官に報告するとともに、両親にも子どもの思いを伝えて助言するなど、家族関係の再構築に向けて取り組みます。

少年事件・家事事件において、ウェブ会議を利用した
家裁調査官の調査(ウェブ調査)が始まっています。



家裁調査官になるには・・・

裁判所職員採用総合職試験(家庭裁判所調査官補)に合格

➡ 約2年間の充実した研修

➡ 家裁調査官に任命



裁判所職員総合研修所

家裁調査官に興味がある方はぜひこちらへ！

⇒ 裁判所ウェブサイト(採用情報) <https://www.courts.go.jp/saiyo/index.html>



お問い合わせ先
徳島地方裁判所 総務課庶務係 TEL 088-603-0111

モラスコむぎ

1月26日（日）、モラスコむぎで結婚式が行われました。

人前式には約50人が集まり、皆の前で結婚を誓いました。



モラスコむぎは貝の資料館だけではなく、誰でも使えるスペースを用意しています。

貸し切りに出来る部屋を同級生で利用すると同窓会が行え、家族で借りと海の前で家族だけの時間を過ごす事ができます。利用料は300円からとなっており、会議室やコワーキングスペースなど多様な利用が可能となっています。

基本ホール利用は無料で、お弁当を持ち込み海を見ながら友達と食べる事も可能、コーヒーの提供もありますので、ゆっくりした時間を過ごすことができます。最近では友達や家族で時間を過ごされる方々が増えてきました。一度遊びに来てみてはいかがでしょうか？

このような使い方はできないかなど、
疑問があれば電話にてお問い合わせください。
tel.0884-72-2520



instagram

小さな子どもたちに人気です

町内の海中を収録した デジタル水族館を上映できます
たくさんのお魚たちをお楽しみください

(イルカ/ウミガメ/瑠璃すずめ/キンギョハナダイ/シコクスズメ/アカハタ/タカベetc)

北海道地震津波の記録

「海が吐き出した日」より

昭和二十一年十二月二十一日

本村 故 村本 榮一

二十一日の未明、突然大きな地震が起こった。横揺れで家が大きく揺れ出した。立っておれない。何回となく断続的に揺れる。

港の方を見ると、潮が急に引き出している。どこからともなく、

「津波が来るぞ！」の声が聞えてくる。また大きく家が揺れだしたので、まず子供たちを前の原っぱに避難させ、家に戻り布団等を二階に持ち上げて下りようとしたが、揺れがひどく段梯子がはずれそうになった。かろうじて階下に下り、戸締りを厳重にして、家内が下の子を背負う、私は気がせいいていたのか足袋はだしで、二人の子供を連れて走りだした。

新町辺りに来るともう小学校の校庭には、第一波の津波が来ている。まだ道路までは来ていない。必死に走り、床崎理髪店のあ

わえを上町の町に出る。このため水には濡れずに杉王さんにたどり着くことができた。ふと気がつくと、二人の子供がいらない。あわてふためいて捜すうちに、運よく子供たちも杉王さんに着いており、一安心し、ほっとする。

津波の第二波。第三波はしらないが、東の安土のおじいさんが、中之島の水門の所で津波に吞まれ遭難された。また石川のお婆さんが物を取りに帰り、途中逃げ遅れて横尾の隣の家へ、木材と一緒に巻込まれ遭難した。さくらやのおばさんも、子供を背負って逃げる途中に、子供が背中からずり落ち死なせた等、数々の死傷者が出たことは、当時の惨状を物語るものである。

夜明けを待ちかねて家に帰ってみると、店は壊されている。家は入口の柱二本が折れていた。その上、川に堤防がない時だから、漁船が打ちあがって店の前にがっぷり斜めに塞いで、入るところがない。両方の壁は打ち抜かれ、商品は半ば流失し、無残な状況でした。

今にして思えば、津波は二波、三波と来る。津波に巻込まれると歩けなくなり、引潮に吞まれることがある。津波は地震直後に来るから、家財等に執着せずに、早く安全な場所に逃れること、また近所の人々に津波が来るぞ！と大声で知らせること、等が必要だと思います。今後、天災、地変はいつ来るとも知れない。私の体験を書き、まさかの役にたてばと思うしだいです。

つくってみよう！減塩レシピ

小松菜とにんじんのごま酢和え



1人分
0.4g
食塩相当量

作り方

- ① 小松菜は3cmの長さに切って、葉と茎にわける。
にんじんは千切りにする。
- ② 鍋に湯を沸かし、にんじん、小松菜の茎を入れて茹で、最後に葉を入れて茹でる。
- ③ 冷水にとり、ざるにあげて水気をしっかりと絞る。
- ④ ㊟の調味料を混ぜておく。
- ⑤ ③と④を混ぜ合わせる。

材料／2人分

- 小松菜……………100g
にんじん……………30g
黒すりごま……………大さじ1
酢(ゆず酢)……………小さじ1
砂糖……………小さじ1
こいくちしょうゆ……………小さじ1



酢の酸味が薄味の物足りなさをカバーしてくれます。酢をゆず酢にすると、更に風味を楽しむことができます。

【引用】かんたん 減塩レシピ 徳島県食生活改善推進協議会

PICK UP MUGI

むぎコジマフラメンコ コリウス

活動内容を教えてください。

年3～4回東京からの先生の指導を受け、それを基に週2回自主練習をしている。

牟岐町に対する要望は。

子どもフラメンコの練習は、町民センターをお借りしておりますが、窓が開けられず夏は厳しい。夏場は冷房のある場所だと思う。

今後の目標は。

平均年齢が高いので、一年でも長く活動すること。若い方お待ちしております。

「広報むぎ」の感想は。

8人の議員さんが、何に力を入れているのかが分かる。行政と各家庭のパイプ。



代表者 すぎもと まさよ 杉本 雅代
連絡先 0884-72-0667